

- 2、現在の供給入夫の十一時間乃至十二時間労働を八時間に短縮すること
- 3、臨時職工（天草よりの採用）と供給入夫との日給差數懸隔あるを以て入夫賃銀五割値上すること
- 4、激電期と雖も徹首又は休業なき様すること、（毎年十月頃には激電の爲作業縮少入夫の徹首又は休業せしむることあり）
- 5、運動者には職工と同様の歩増及食事は會社側に於て負擔すること

十二、争議經過

1、入夫側の態度

右入夫側代表者等は會社側當局と會見して前項歎願書を手交せんとしたが、庶務主任より工場長不在を理由に歎願書の受

連を拒絶され且つ代表者一名以外會見せずとて會見をも拒絶されたので、會社側の態度強硬なるを察した争議團は同日午後市内仲町圓通寺の一室を借受け（八月二十一日更に市内天神町二丁目並北鐵町の二ヶ所に移轉す）争議團本団に充て職員全部之れに編成して結束を固め團長、副團長委員（九名）書記、會計、警備隊長等を定め前記社大黨大卒田支部長指導の下に團員の統制に努めたのである。

而して翌二十日争議團側は交渉委員を五名に選じ再び歎願書を提出せんとして會社に至り庶務主任に會見したところ、庶務主任は

管野組からの要求なれば兎も角、入夫直接の歎願は聞かぬ。と拒絶したので交渉委員は歎願書の取次を依頼したるも之亦拒絶されたので、止むなく歎願書を庶務主任の机上に置いた